

千葉県文化財保護審議会公開要領

1 目的

この公開要領は、千葉県文化財保護審議会運営規則第5条の規定により、千葉県文化財保護審議会（以下「審議会」という）の公開にあたっての必要な事項を定めるものであり、会議や会議結果を公表することによって、審議会の透明性の向上と公正性を確保するとともに、会議運営の円滑化を図ることを目的とする。

2 会議の公開

審議会は、原則として公開するものとする。ただし、次に該当する審議事項は非公開にできる。

- (1) 千葉県情報公開条例第8条各号に該当する事項について審議を行う場合で、次のような情報を含む事項を審議する場合。
 - ・法令や条例等により公開することができない情報
 - ・個人が識別されたり、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報
 - ・公開すると法人などの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報
 - ・公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるのに相当の理由がある情報
 - ・未成熟な情報であって、公開すると混乱を生じさせるおそれがある情報
 - ・立入検査や試験の実施など、公開すると事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると審議会等が認める場合。

3 公開の方法

- (1) 公開で行う審議事項については、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めるものとする。
- (2) 傍聴を認める定員は、その都度定める。
- (3) 公開で行う審議事項に係る会議資料については、原則として配布する。
- (4) 傍聴の手続き
 - ・傍聴を希望する場合は、あらかじめ定められた時間内に、会場受付で傍聴券を受け取り、係員の指示に従って会議の会場に入室すること。
 - ・傍聴の受付は先着順で行い、傍聴席が満席となった場合には、受付を終了すること。
- (5) 傍聴にあたっての遵守事項
 - ・会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
 - ・騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
 - ・会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
 - ・会場において、写真撮影、録音、録画等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
 - ・その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(6) 会議の秩序の維持

- ・傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従うこと。
- ・傍聴者が会議を傍聴する場合の遵守事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場とすることがある。

(7) 報道関係者の傍聴

- ・報道関係者は、原則として会議の写真撮影、録画及び録音することができるが、会議の運営上、支障が生ずる場合には、会長がこれを制限することができる。

4 審議会開催の周知

審議会の開催にあたっては、開催日のおおむね 1 週間前までに、次の各項を記載した開催内容を千葉県ホームページに掲載するとともに、県庁掲示板に掲示し、周知するものとする。

- (1) 審議会の議題
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 傍聴の定員
- (4) 傍聴の手続き方法
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他

5 会議録の公開

- (1) 審議会の会議録の公開については、千葉県ホームページで掲載する。ただし、非公開事項については、公開しない。
- (2) 前項の公開の具体的な取り扱いについては、千葉県情報公開条例の定めるところによる。

6 その他

この公開要領で定めるもののほか、公開に必要な事項は、審議会の会長が定める。

附則

- ・本公開要領の制定及び施行にともない、千葉県文化財保護審議会公開実施要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）は廃止する。
- ・平成 23 年 9 月 12 日、施行。